

謹啓

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

ご周知の事とは存じますが、個人情報保護法が平成 17 年 4 月 1 日より施行されます。つきましては、遅くなりましたが概略を下記の通りご案内申し上げます。施行前の再確認という事でご参考になれば幸いです。

謹白

2005 年 2 月

株式会社 エフェクティブ  
システムソリューションチーム

---

## 目次

|   |                   |     |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 個人情報の保護に関する法律について | P 2 |
| 2 | 個人情報の定義           | P 3 |
| 3 | 対象となる個人情報取扱事業者    | P 4 |
| 4 | 個人情報取扱事業者の義務      | P 5 |
| 5 | 安全管理措置            | P 7 |
| 6 | 従業者・委託先の監督        | P10 |
| 7 | 第三者への提供           | P11 |
| 8 | 保有個人データの公表・開示     | P12 |

---

## サンプル文例

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）           | P13 |
| 個人情報取り扱いに関する社内規定               | P14 |
| 従業員と交わす機密保持誓約書                 | P15 |
| 新規受付表                          | P16 |
| 受付カウンタ上などに設置する個人情報の取り扱いに関する説明文 | P17 |
| DMに挿入した方がよいプライバシーポリシーに関するコメント  | P18 |

---

特にサロン様でポイントとなる部分を **Point!** マークにてまとめさせていただきました。お忙しい事とは存じますが、**Point!** 部分だけでもお目通しいただければ幸いです。

1 個人情報保護に関する法律について  
(経済産業省発行のガイドラインに基づいての表記)

概略

個人情報保護法とは・・・

個人の権利と利益を保護する為に、個人情報を取得し取り扱っている事業者に対し、様々な義務と対応を定めた法律です。2005年4月より全面施行が予定されています。

基本的には本人である個人の権利を定める法律ではなく、企業が守らなければならない義務を定め、それに違反した場合には行政機関が処分を行なうという性格を持っています。

事業者は、この法律により、

- ・ 利用目的の特定および制限 (目的をはっきりさせる事等)
- ・ 適切な取得方法 (本人ご理解の上情報取得する事等)
- ・ 取得に際する利用目的の通知または公表 (目的を明確に伝える事等)
- ・ 安全管理 (お預かりした情報を守る事・流出や改ざんを防ぐ事等)
- ・ 第三者提供の制限 (第三者に提供しない事等)

などの義務を果たさなければならず、違反すると行政処分を下され、さらに主務大臣(理美容業の場合は労働厚生省)の命令に反した場合には罰則が科せられることとなります。

個人情報保護法の目的・・・

個人情報保護法が登場した背景には、情報化の進展に伴う「個人情報の利用の増加」と不正利用や情報漏洩急増への「個人情報の取扱いに対する社会的な不安感の広がり」があります。

コンピュータの処理能力の向上により、大量のデータ処理が可能となり、企業は顧客データをコンピュータに蓄積してデータベース化することにより、様々な目的のために二次利用ができるようになりました。また、コンピュータがインターネットを含むネットワークとつながることにより、購買履歴などのデータがリアルタイムで蓄積され、企業がより詳細な個人情報を把握することが可能となりました。CRM(Customer Relationship Management)等により企業に蓄積される個人情報は増大の一途です。

一方で、個人情報の漏洩事件が後を絶たず、個人情報の取扱いに対する社会的な不安感は日に日に増大しています。デジタルデータ化された個人情報は、紙媒体と比較して複写が容易であり、ネットワーク経由であれば容易に外部に送信可能なので、一度流出してしまった個人情報を完全に回収することは難しい状態です。

このような背景の中、個人情報を保護するための法律が登場するに至ったのです。

本資料は経済産業省の発行するガイドラインを基にまとめさせていただきました。

## 2 個人情報の定義

**個人情報**とは、生存する**個人に関する情報**であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる事となるものを含む。）をいう。

（法第2条第1項）

**個人に関する情報**とは、氏名・性別・生年月日等、個人を識別する情報だけでなく、個人の身体・財産・職種・肩書き等の属性に関して・事実・判断・評価をあらゆる全ての情報という事となり、評価情報・刊行物によって公にされている情報や、映像・音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問いません。

### Point !

サロン内において**個人に関する情報**に該当するものは、

- ・ 施術カルテ
- ・ 顧客管理システムのデータベース
- ・ 表計算ソフト（Excel 等<sup>(\*)</sup>）等で整理された顧客や会員情報
- ・ デジタルカメラ等の映像情報（本人が特定できるもの）
- ・ メーリングリストや整理されたメールアドレスリスト内の本人が特定できるアドレス  
（例えば、「yamakawa@effective.co.jp」のようにエフェクティブという会社の山川さんと推測できるもの）
- ・ 従業員名簿
- ・ 自社で使用するモデルリスト（自社用に作成したもの）
- ・ 各協会の名簿（製作・配布元）

等が挙げられます。

また、他人にはわかりにくい個人で分類した名刺類や、氏名・住所等で分類整理されていないアンケート用紙の戻りはがき等につきましては、個人情報データベースに該当しない事例で挙げてはおりますが、これらも分類次第で簡単にデータベース化されるので、お取り扱いには充分お気を付けられる事をお勧めいたします。

(\*) Excel は、米国 Microsoft Corporation の登録商標です。



### 3 対象となる個人情報取扱事業者

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 国の機関
- 2 地方公共団体
- 3 独立行政法人等
- 4 地方独立行政法人
- 5 その取り扱う情報の量及び利用状況から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

(法第2条第3項)

#### 政令第2条

法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工する事なくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する特定の個人の数を除く。）の**合計が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えないものとする。**

この法律の対象から除外されるのは、公的機関や過去6ヶ月以内にカルテ数が1度も5000件を超えた事がない店舗となります。

また、電話帳やカーナビゲーションシステム等の個人情報は特定の個人数に算入されません。

### Point !

カルテ数が5000件に満たない店舗は今回の対象から除外されるという事ですが、ご来店されるお客様側からみれば、大切な個人情報に変わりはありません。

お店のイメージにも関わってくる事ですので、この機会に運営体制を整えられる事をお勧めいたします。

また、今回の対象は法人に限られるものではなく**協会**や**研究グループ**・**店舗（個人営業主、会社）**や**個人**も含まれます。

#### 4 個人情報取扱事業者の義務

##### 利用目的による制限等

個人情報事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、**利用目的をできる限り特定**しなければならない。(第15条第1項)

個人情報事業者は、利用目的変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはいけない。(第15条第2項)

本人の同意を得ないで～利用目的の達成に**必要な範囲を超えて取り扱ってはならない**。(第16条1項)

**利用目的の特定**にあたっては、利用目的を単に抽象的・一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要があります。

### Point!

お客様に個人情報を取得する理由をご説明する必要があります。

#### 具体的に利用目的を特定している事例

##### 通常のサロンの場合

「お客様にあった施術・ご提案・美容情報のご提供の為に利用させていただきます。」等

##### 通販業務も行っている場合

「美容商品通販事業における商品の発送・関連するアフターサービス・新商品・新サービスに関する情報のお知らせのために利用させていただきます。」等

上記以外でも利用可能性のあるものは入れておかれた方がよろしいかと思えます。

#### 具体的に利用目的を特定していない事例

「事業活動に用いるため」

「提供するサービス向上のため」等目的の範囲が広すぎるもの

お客様から不要とみられそうな項目(“来店動機”や“趣味”など)については、

「ご来店いただいたお客様におくつろぎいただける空間づくりをめざしております。

ご準備させていただく雑誌・駐車スペースの確保・お店へのご案内の方法などの参考にさせていただきますと存じます。

よろしければアンケートのご協力をお願いいたします。」等

というような“おことわり”が必要になります。

できれば個人情報欄とアンケート欄は分離した方がいいでしょう。

(アンケートでも無記名式等で記入されたご本人と繋がらないものについては個人情報とはなりません)

ご職業・来店交通手段・来店動機・血液型・趣味等がアンケート項目になりえますが、情報の活用方法については再確認されてみてはいかがでしょうか。

利用目的の通知・公表

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を**本人に通知し、または公表**しなければならない。(法第18条第1項)  
個人情報取扱事業者は、前項の規定に関わらず、本人との間で契約を締結する事に伴って契約書その他の書面(中略)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。(法第18条第2項)

個人情報取扱事業者は、**書面等による記載、ユーザー入力画面**への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

なお、口答による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではありません。

**Point !**

新規のお客様に対して、新規受付表にご記入いただく際、利用目的を明示する必要があります。方法としては、新規受付表自体に

「ご記入いただきました個人情報につきましては当店にて大切保管させていただくとともに、お客様にあった施術・ご提案・美容情報のご提供の為に利用させていただきます。」  
というようなコメントを記述しておくことが必要です。

また、既存のお客様に対しては、必ずしも全員に書面を送付する必要はないと思います。来店された時点でご説明させていただくか、レジカウンタの目立つところに提示しておけばよいでしょう。

ご来店のない方に DM 等をお送りする場合は、DM 自体に明記しておく事が必要となります。



## 5 安全管理措置

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失または、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(法第20条)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、**組織的安全管理措置**・**人的安全管理措置**・**物理的安全管理措置**・**技術的安全管理措置**を講じなければなりません。その際、本人の個人データが漏洩、滅失またはき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取り扱い等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じる。

### 組織的安全管理措置

安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規定や手順書を整備運用し、その実施状況を確認する事。

具体的には、組織体制の整備、規定等の整備と規定等に従った運用、個人データ取り扱い台帳の整備、評価、見直し及び改善、事故または違反への対処等。

### Point!

全社的に個人情報保護責任者(チーフプライバシーオフィサー:以下“CPO”)を設置し個人情報の扱い方を取り決め、店舗毎に個人情報取扱責任者(プライバシー責任者:以下“P責任者”)を決めて、DMの発行等やカルテの取り出し・保管等を管理する様にするとよいでしょう。

- 社内取り決めの例 -

- ・技術カルテを店外に持ち出したりFAXで送信する事を禁じます。
- ・他店のお客様が来店されて、お客様が明らかに同系列店とご理解されている場合でも店舗間の施術内容の情報交換については、あらかじめお客様のご了承をいただいてから行ってください。
- ・技術カルテをコピーする事を禁じます。
- ・技術カルテは基本的に施錠のできる場所に保管し、鍵はCPOから指示を受けたものが管理する事とします。
- ・来店されるお客様のカルテを取り出す時や返却する時はお店のP責任者がP責任者から指示を受けたスタッフがその作業を行ってください。特定して指名する事が難しい場合は、誰が取り出して誰が返却したかを売上伝票に記載する等、後でわかるようにしておいて下さい。
- ・カルテに書かれている内容については、いかなる場合でも口外してはいけません。  
ただし、お客様ご本人から要請があった場合は速やかに提示して下さい。  
万一、国や都道府県等の公共機関からの問い合わせがあった場合はすぐにCPOに連絡して指示を受けるようにして下さい。
- ・顧客管理システム上での作業、システムの起動・条件検索・新規登録・顧客修正・データ集信・他店顧客問合せ・印刷物出力等を行う事は、CPOに承認をとったP責任者がP責任者から指示を受けたスタッフ以外は禁止とします。  
また、インターネット接続(Eメールも含)も原則的に禁止とします。
- ・万一、取り決め違反している事実を発見したり、個人データの漏洩事故の疑いのある事実を発見したものは速やかにCPOまで連絡してください。
- ・カルテの廃棄・データの消去の必要が発生した場合は、別途定める手順にて行います。詳細はCPOに相談して下さい。
- ・上記に記載のない事項でも、個人情報を社内機密事項として、慎重に扱う様にして下さい。  
また、個人で判断しかねる事由が発生した場合や、やむを得ず上記に反する行為を行わなければならない時は、速やかにP責任者もしくはCPOに報告相談して下さい。

### 人的安全管理措置

従業員に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等の措置。

#### Point!

従業員との間で会社（お店）の秘密事項を開示しないという誓約書を結び秘密を守ることを徹底しましょう。

内容には“退職（契約終了）後も継続して有効である”、という点が含まれていたほうが望ましいです。

また、システム開発・保守会社や清掃担当会社・警備員等に対しても誓約書、または契約書を交わしておいた方がよいでしょう。

これは先方に、機密保持契約（NDA）・秘密保持契約または、秘密保持誓約について書面にて契約を交わしたい旨をご連絡すればいいと思います。

（従業員と交わす秘密保持誓約書の記述例）

#### 1. 秘密情報の取扱い

次に掲げる情報（以下、「秘密情報」）について、貴社の許可なく使用、貴社内あるいは、社外において、開示もしくは漏洩しません。

技術上の情報、知的財産権に関する情報

製品開発等の企画、技術資料、製造原価、価格等に関する情報

人事上、財務上に関する情報

他社との業務提携、技術提携等、貴社の企業戦略上重要な情報

貴社が秘密保持すべき対象として指定した情報

#### 2. 退職後の秘密保持

貴社を退職した後も、秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩しません。

#### 3. 損害賠償義務

上記に違反して、貴社の秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、私には、これにより貴社が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。

新しく就職される方はもちろん、在職中のスタッフについてもこれを機会に交わしておいたほうがよいでしょう。

### 物理的安全管理措置

入退室の管理、個人データの盗難の防止対策、機器・装置等の物理的な保護等の措置。

#### Point!

カルテを保管されている場所や引き出しにはできるだけ施錠するなどして安全管理におつとめ下さい。

夜間・休日のセキュリティについても再確認されてはいかがでしょうか？

パスワード等をモニターに貼り付けてあるのをたまにお見受けしますが、これはお避け下さい。

また、システムの操作マニュアルについても机上に放置する事はお避け下さい。



### 技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置。

具体的には、アクセスにおける識別と認証、アクセス権限の管理、アクセスの記録、情報システムに対する不正ソフトウェア対策、移送・通信時の対策、情報システムの動作確認、情報システムの監視など。

### Point!

顧客管理システム等でも、さまざまな対応が必要となります。  
弊社システム“エフマネージャ(旧サロンドエルコム)”におきましても、対応版をリリースさせていただきます。<対応バージョン 2.x>

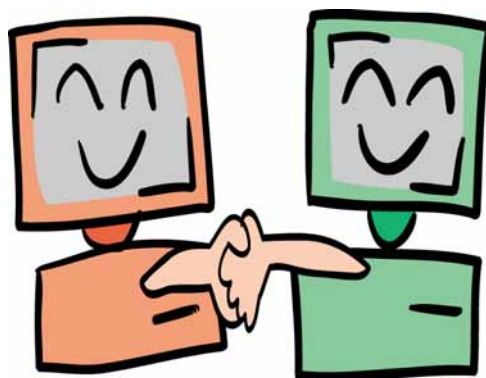
#### 通信セキュリティ部

- ・店舗間通信時のセキュリティ強化
- ・弊社から行うリモートサポート時の対応(ログイン~ログ取得)
- ・許可されていないルータアクセスの拒否
- ・VPN接続時のログ取得
- ・

#### データアクセスセキュリティ部

- ・担当者毎にパスワードを付加し、アクセスログを取得する。(メンテナンスも含む)
- ・担当者毎にランクを設定し、権限を付加する。(メンテナンスも含む)
- ・DB操作のできるアプリケーションに対するセキュリティの強化
- ・サロンシステムにおけるイベントログの取得

また、店舗により弊社以外のシステムをご利用されている場合は、メーカーにより個人情報保護法の解釈が違う場合がございますので、詳細につきましては開発元にお問い合わせ下さい。



6 従業者・委託先の監督

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(法第21条)

【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合】

- ・従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っている事を、あらかじめ定めた間隔で定期的に確認せず、結果、個人データが漏洩した場合
- ・内部規定等に違反して個人データが入ったノート型パソコンを繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、紛失し、個人データが漏洩した場合

個人情報取扱事業者は、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データび安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(法第22条)

「必要かつ適切な監督」には、委託契約において、当該個人データの取り扱いに関して、必要かつ適切な安全管理措置として、委託者、受託者双方が同意した内容を契約に盛り込むとともに、同内容が適切に遂行されていることを、あらかじめ定めた間隔で確認する事も含まれます。

**Point !**

万一、顧客情報が漏洩し顧客が被害を被った場合、その責任は漏洩した原因ではなく、管理している店舗（法人個人関係なく）という事になります。

従業員（正社員・契約社員・パート・バイト・監査役・派遣社員まで含まれます）の指導・管理は徹底しましょう。

定期的に取り決め通りに運営されているかチェックする事も必要です。

また、委託業者とは、弊社のような実際に訪問やリモート回線によるシステムのサポートを行う会社やDM代行業者等、顧客データに触れる事のできる会社（人）等が当てはまります。

適切な契約を行っているか、契約の通りに作業しているかを定期的にチェックしましょう。

契約内に盛り込まれる事が必要と思われる内容は下記の通りです。

- ・委託者及び受託者の責任の明確化
- ・個人データの安全管理に関する事項
- ・再委託に関する事項
- ・個人データの取り扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- ・契約内容が遵守されているかどうかの確認
- ・契約内容が遵守されなかった場合の措置
- ・セキュリティ事件・事故が発覚した場合の報告・連絡に関する事項

(サロンシステムユーザー様と弊社におけるご契約につきましては3月中に再度ご案内申し上げます。)

## 7 第三者への提供

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。1~4(略) (第23条第1項)

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。1~4(略)

(第23条第2項)

個人情報取扱事業者は、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはいけません。同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人データの取り扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を下すために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示す事が必要です。

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(第1号)個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

(第3号)個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(法第23条第4項)

### 業務の委託の事例

データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合や、注文を受けた商品の発送のために宅配業者に個人データを渡す場合

### 共同利用を行う事がある事例

グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合

## Point!

基本的に個人情報は第三者に提供してはいけません。

親子会社やグループ会社、フランチャイズ組織の本部と加盟店でも第三者提供となりますのでご注意ください。

経営者が同じで同店名の他店(例: effe 美容室の渋谷店・新宿店等)は同一事業社内の他部門で第三者提供とはならないようですが、お客様とのトラブルを避けるため他店舗と共同利用する旨を受付カウンタ等の目立つところに提示しておいたほうがよいでしょう。

### 提示に必要な項目

- ・共同して利用するデータの項目(氏名・ご住所・TEL・生年月日・技術履歴・購買履歴等)
- ・共同利用者の範囲(例: effe グループ全店<美容室 effe 渋谷店・新宿店とヘアメイクエフ 等)
- ・利用目的(グループ全店でお客様にあった施術・ご提案・美容情報のご提供の為に利用させていただきます。 等)
- ・個人情報保護責任者と連絡先

8 保有個人データの公表・開示

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。（以下略）（法第25条第1項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、（中略）利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。（法第26条第1項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。（第27条第1項）

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、一定の情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）におかなければなりません。

個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しない時はその旨を知らせることを含みます。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法がある場合はその方法）により、遅滞なく、当該保有データを開示しなければなりません。

個人情報取扱事業者は本人から保有個人データに誤りがあり、事実ではないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則として、訂正等を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければなりません。

個人情報取扱事業者は、本人から、手続き違反の理由により保有個人データの利用停止等が求められた場合には、原則として、当該措置を行わなければなりません。なお、利用の停止等行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければなりません。

**Point!**

お客様から自分の個人情報（技術カルテ等）を見せるように要求があった場合は、速やかにお見せしなければなりません。  
事前にお客様にお見せできるカルテかチェックしておきましょう。

お客様より内容の訂正を求められた場合は速やかに修正しお客様にご報告しましょう。

また、お客様よりカルテの利用（DMの発送やカルテ自体の保管等）の停止を求められた場合は、やはり速やかに対応しなければなりません。その際、他のお客様と同様のサービスを提供する事ができなくなる旨ははっきりとお伝えしておく事が重要となりそうです。

～ サンプル文例 ～

## 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当サロンは、当サロンが業務上使用する当サロンの顧客・その他関係者の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を確立し、以下の通り個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

#### 記

1. 当サロンは、この宣言を一般に公表するとともに、当サロンの業務の従業者（役職員、パートタイマー、派遣労働者、顧問、委託契約に基づき当サロンの業務を行う者を含む）、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
2. 当サロンは、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、情報セキュリティ対策を講じます。
3. 当サロンは、個人情報の入手にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手しないことはもちろん、個人情報の主体であるお客様ご本人から利用目的等について同意をとるか、店頭にて必要事項を告知するなど必要な措置を講じます。
4. 当サロンは、情報主体（個人情報のご本人様）が自己の個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、情報主体からのこれらの要求に対して異議なく応じます。このための受け付け窓口を設置して公表します。
5. 当サロンは、個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し（契約の履行確認を含みます）、その他法令上必要な措置を講じます。
6. 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとします。
7. 当サロンは、原則として個人情報の第三者への提供をいたしません。関係会社等からの要請によりやむを得ず個人情報の第三者提供を行うときは、法令上必要な措置を講じます。
8. 当サロンは、保有する個人情報の最新性・正確性を維持するように努めます。
9. 当サロンは、以下に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行いません。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
  - (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
  - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

年（平成 年）月 日

〒 -

東京都 区 町 丁目 番号

株式会社

代表取締役

～ サンプル文例 ～

### 個人情報取り扱いに関する社内規定

#### 顧客情報の保護に関する社内ガイダンス

- 1 技術カルテを店外に持ち出したりFAXで送信する事を禁じます。
- 2 他店のお客様が来店されて、お客様が明らかに同系列店とご理解されている場合でも店舗間の施術内容の情報交換については、あらかじめお客様のご了承をいただいてから行ってください。
- 3 技術カルテをコピーする事を禁じます。
- 4 技術カルテは基本的に施錠のできる場所に保管し、鍵は個人情報保護責任者（以下：CPO）から指示を受けたものが管理する事とします。
- 5 来店されるお客様のカルテを取り出す時や返却する時はお店のP責任者がP責任者から指示を受けたスタッフがその作業を行ってください。特定して指名する事が難しい場合は、誰が取り出して誰が返却したかを売上伝票に記載する等、後でわかるようにしておいて下さい。
- 6 カルテに書かれている内容については、いかなる場合でも口外してはいけません。  
ただし、お客様ご本人から要請があった場合は速やかに提示して下さい。  
万一、国や都道府県等の公共機関からの問い合わせがあった場合はすぐにCPOに連絡して指示を受けるようにして下さい。
- 7 顧客管理システム上での作業、システムの起動・条件検索・新規登録・顧客修正・データ集信・他店顧客問合せ・印刷物出力等を行う事は、CPOに承認をとったP責任者がP責任者から指示を受けたスタッフ以外は禁止とします。  
また、顧客管理を行っているシステムでのインターネット接続（Eメールも含）も原則的に禁止とします。
- 8 万一、取り決めに違反している事実を発見したり、個人データの漏洩事故の疑いのある事実を発見したものは速やかにCPOまで連絡してください。
- 9 カルテの廃棄・データの消去の必要が発生した場合は、別途定める手順にて行います。詳細はCPOに相談して下さい。
- 10 上記に記載のない事項でも、個人情報を社内機密事項として、慎重に扱う様にして下さい。  
また、個人で判断しかねる事由が発生した場合や、やむを得ず上記に反する行為を行わなければならない時は、速やかにP責任者もしくはCPOに報告相談して下さい。

～ サンプル文例 ～

**従業員と交わす機密保持誓約書**

機密保持誓約書

株式会社 \_\_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_ 殿

私は、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 機密情報の取扱い

次に掲げる情報（以下、「秘密情報」）について、貴社の許可なく使用、貴社内あるいは、社外において、開示もしくは漏洩しません。

技術上の情報、知的財産権に関する情報  
製品開発等の企画、技術資料、製造原価、価格等に関する情報  
人事上、財務上等に関する情報  
他社との業務提携、技術提携等、貴社の企業戦略上重要な情報  
業務上の資料及び貴社顧客等から貴社が交付を受けた顧客情報や機密情報  
貴社が秘密保持すべき対象として指定した情報

2. 退職後の機密保持

貴社を退職した後も、機密情報を使用、他に開示もしくは漏洩しません。  
在職中に知り得た機密情報もしくは業務遂行上知り得た特別の技術的機密を基に競合的あるいは競合的行為を行いません。

3. 損害賠償義務

上記に違反して、貴社の秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、私には、これにより貴社が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。

2005年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

～ サンプル文例 ～

**新規受付表**

|  |  |   |      |        |       |
|--|--|---|------|--------|-------|
| <b>新規受付票</b>   |  | ご記入頂きました個人情報につきましては、お客様にあった施術・ご提案・美容情報のご提供のために利用させていただきます。  |      | 入力チェック |       |
| ご来店日   | 年 月 日  | 会員No.   |      |        |       |
| フリガナ   |  |   | お誕生日 | T S H  | 年 月 日 |
| お名前  |  |   |      |        | 女 男   |
| フリガナ   |  |   |      |        |       |
| ご住所  |  |   |      | 電話番号   |       |
| E-mail   | メモ   |   |      |        |       |
| <input type="checkbox"/> お店からのお知らせ等、ご不要の場合は、左のボックスに レ 印 をお入れ下さい。 |  |   |      |        |       |
| <b>アンケート項目</b>   |  | ご来店頂きましたお客様におくつろぎいただける空間づくりを目指しております。ご準備させていただく雑誌・駐車スペースの確保・お店へのご案内の方法等の参考にさせていただきたいと存じます。よろしければアンケートのご協力をお願いいたします。 |      |        |       |
| ご職業  | 1.小中高校生 2.短・専門 3.大学生 4.会社員・OL 5.公務員 10.その他       |   |      |        |       |
| 交通   | 6.サービス 7.自営業 8.バイト・パート 9.主婦 10.その他               |   |      |        |       |
| ご来店動機  | 1.徒歩 2.自転車 3.バイク 4.車 5.電車 10.その他                 |   |      |        |       |
| 趣味   | 1.看板 2.ちらし 3.友人の紹介 4.家族の紹介 5.DM 6.雑誌 10.その他( )   |   |      |        |       |
|  | 1.音楽 2.読書 3.映画 4.絵画 5.観劇 6.華道 7.茶道 8.旅行 9.ショッピング |   |      |        |       |
|  | 10.手芸 11.ドライブ 12.ダンス 13.ゴルフ 14.テニス 15.スキー 16.水泳  |   |      |        |       |
|  | 17.野球 18.山登り 19.その他スポーツ( ) 20.その他( )             |   |      |        |       |



～ サンプル文例 ～

**受付カウンタ上などに設置する個人情報の取り扱いに関する説明**

**お客様の個人情報の取り扱いにつきまして**

当サロンでは新規ご来店時にお客様の個人情報をご記入いただいておりますが、ご記入いただきました、お客様のご住所・ご氏名・お電話番号・メールアドレス・アンケート情報や施術履歴・販売履歴等の個人情報につきましては当店にて大切に保管させていただくとともに、お客様にあった施術・ご提案・美容情報のご提供の為に利用させていただきます。

また、上記の個人情報につきましては グループ全店で大切に共同管理させていただきます。

**グループのご案内**

|     |      |                  |
|-----|------|------------------|
| 美容室 | 渋谷店  | TEL 00-0000-0000 |
|     | 新宿店  | TEL 00-0000-0000 |
|     | 池袋店  | TEL 00-0000-0000 |
| 美容室 | 用賀店  | TEL 00-0000-0000 |
|     | 高井戸店 | TEL 00-0000-0000 |

今後共、 グループを宜しく願いたします。

〒151-0031  
東京都渋谷区 \_\_\_\_\_ .  
株式会社 \_\_\_\_\_ .  
代表 \_\_\_\_\_ .

～ サンプル文例 ～

**DMに挿入した方がよいプライバシーポリシーに関するコメント**

このDMは、美容室                      グループにご来店いただいた際にご記入頂きました情報をもとにお送りさせていただきました。  
万一記載情報に不備がある場合や今後DMのご不要の方は、次回ご来店時にお申し出いただくか、お電話にてご連絡くださいますよ  
う宜しくお願い申し上げます。